

～雇用維持に努力される事業主(中小企業以外)の皆様へ～

# 雇用調整助成金の支給要件・対象労働者が変更になりました!

お知らせ

- 1 支給要件について最近3か月の生産量がその直前3か月又は前年同期比で5%以上減少していれば対象となります。

※従来の雇用量要件は廃止しました。

- 2 雇用保険の被保険者として6か月以上継続して雇用されている方に加え、次の方も対象となります。

- ①被保険者期間が6か月未満の方(新規学卒者を含む)
- ②6か月以上雇用されている被保険者以外の方(週の所定労働時間が20時間以上の方に限ります。)

景気の変動などの経済上の理由による企業収益の悪化から、生産量が減少し、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、解雇を避け、雇用する労働者を一時的に休業、教育訓練又は出向をさせることによって雇用を維持していただく場合に、休業、教育訓練又は出向に係る手当等の一部を助成します。

## 休業、教育訓練の場合

- ①休業手当又は賃金に相当する額として厚生労働大臣が定める方法により算定した額の2分の1(上限あり)。
- ②教育訓練を実施した際は教育訓練費として1人1日1,200円を①に上乗せします。

## 出向の場合

出向元事業主の負担額(概ね2分の1を上限)の2分の1(上限あり)。

- ①休業、教育訓練又は出向の実施について、原則事前に都道府県労働局又はハローワーク(公共職業安定所)に届け出る必要があります。
- ②このリーフレットの記載内容は、特にことわりのない限り平成20年12月現在のものです。詳細は最寄りの都道府県労働局又はハローワークにおたずねください。

本助成金の目的

1 助成率

2 その他

